

平成29年8月から高額療養費の上限が変わります

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分の払い戻しを行う高額療養費制度について、平成29年8月から上限額が下記のように変わります。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)
一般	課税所得 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円※)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	住民税非課税世帯の方は変更ありません。	
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		

※過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

◎75歳到達月における自己負担限度額の特例の場合

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	22,200円	40,050円+(医療費-267,000円)×1% (多数回22,200円※)	28,800円	40,050円+(医療費-267,000円)×1% (多数回22,200円※)
一般	課税所得 145万円未満の方	6,000円	22,200円	7,000円	28,800円 (多数回22,200円※)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	4,000円	24,600円	住民税非課税世帯の方は変更ありません。	
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		

※過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。